

証券コード 9325
2021年6月10日

株 主 各 位

大阪市北区梅田三丁目4番5号
ファイブホールディングス株式会社
代表取締役社長 榎 屋 幸 生

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|---------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2021年6月25日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市北区梅田三丁目4番5号
毎日新聞大阪本社ビル地下1階 オーバルホール
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。） |
| 3. 目的事項 | | |
| 報告事項 | | 1. 第8期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第8期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 取締役2名選任の件 |
| 第2号議案 | | 監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | | 取締役の報酬額改定の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知添付書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://phyz.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知添付書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://phyz.co.jp/>）に掲載させていただきます。

「定時株主総会決議ご通知」及び「株主通信」につきましては、地球環境等を配慮した省資源化の観点から、第8期（2021年3月期）分より、書面によるご送付に変えて、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

＜新型コロナウイルス感染症への対応につきまして＞

新型コロナウイルス感染防止に関して、当社株主総会開催時点におきましても、依然感染リスクは存在すると思われます。そこで、株主の皆様の感染リスクを避けるため、株主総会のご来場を見合わせ、書面による議決権行使をご推奨申し上げます。

なお、ご来場の場合は、株主総会会場において運営スタッフのマスク着用での対応や株主の皆様へのアルコール消毒液の噴霧のお声がけなどの措置を講じる場合がありますのでご理解とご協力をお願い申し上げます。

今後の状況により、会場の変更等、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://phyz.co.jp/>）に掲載いたしますので随時ご確認くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、世界中で猛威をふるっている新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という）の感染拡大の影響で大打撃を受けました。年度後半に入ると世界各国でワクチン接種が本格化し、日本においても医療従事者や高齢者などを対象にした接種がスタートしたものの、その一方で変異株の出現などが明らかとなりました。国内の感染状況は依然として一進一退の状態が続いており、それに伴い、景気の回復も大幅に遅れてしまっているのが実情です。国内のワクチン接種は当初計画から大きくずれ込んでおり、景気低迷のさらなる長期化も懸念されはじめています。

国内の物流市場も新型コロナにより多大な影響を受けています。トラック輸送の領域では、企業間を行き来する貨物の荷動きが落ち込み、運賃は値下げ基調に転じています。ネット通販などのECや流通業の分野では、比較的荷動きが活発に推移しているものの、トラック輸送の市場全体は縮小傾向にあります。

このような厳しい経済・社会情勢下において、当社グループでは、主にEC（注）ビジネスを手掛ける企業を対象にしたサードパーティー・ロジスティクス（3PL）事業である「ECソリューションサービス事業」として、①物流センターの運営機能（業務）を提供する「オペレーションサービス」、②拠点間の幹線輸送や配車プラットフォーム機能の提供（利用運送）などを手掛ける「ロジスティクスサービス」、③ルート配送やラストワンマイル配送などを担う「デリバリーサービス」の3つのサービスメニューを軸に、事業拡大を進めてきました。

「オペレーションサービス」では、大手ネット通販会社向け物流センターの運営受託業務を中心に事業を展開しました。全国各地の物流施設において、従業員の新型コロナへの感染や事業所内クラスターの発生などが懸念される中、ファイズオペレーションズでは「『ソーシャル・ディスタンス』の確保を大前提とした新たな庫内オペレーション体制」を確立・運用し、スタッフの安全確保や「物流を止めない」センターオペレーションを実現してきました。その結果、「巣籠もり消費」で出荷ボリュームが軒並み拡大する環境下でも、高い作業生産性を維持する

ことができました。

また、EC向け以外でも、新規プロジェクトとして第1四半期にスタートした関東エリアでの大手流通業向け一括物流センターの運営業務や、第4四半期にスタートした関西エリアでの大手消費財メーカー向けマザーセンターの運営業務などにおいて、安定した稼働を実現できました。

「オペレーションサービス」では、既存クライアントの出荷増や販促キャンペーン実施などを背景に、通期にわたってスタッフ採用に積極的に取り組みました。労働力不足で売り手が優位だった採用市場は、新型コロナ以降、買い手市場に転じました。こうした環境の変化もあり、広告出稿費など採用に掛かるコストを低く抑えながら、人員増強を図ることができました。

「ロジスティクスサービス」では、利用運送事業である配車プラットフォームサービス（T-Board）の育成に力を注ぎました。EC領域をはじめ、食料品や生活関連商材など新型コロナの影響を受けにくい領域にターゲットを絞って営業活動を展開したことが奏功し、利用登録事業者数（荷主及び実運送会社）、成約件数ともに大きく伸ばすことができました。

一方、実運送では、EC関連貨物を対象にした拠点間輸送の受託件数が大幅に伸長しました。また、当連結会計年度内に中央運輸が当社グループに新たに加わり、稼働トラック台数が増加しました。メーカーの工場～メーカーの物流センター間、配送デポ間といった新規の定期輸送案件の開拓にも成功しました。

「デリバリーサービス」では、宅配便の集配代行業務での対象エリア拡大や、既存受託エリアでの増車対応などを推進しました。さらに、ラストワンマイル領域では、EC関連貨物の個人宅への配送や、百貨店の配達代行、フードデリバリー代行といった既存サービスを強化するとともに、新たに生活必需品の定期個配サービスをスタートしました。

管理面において翌連結会計年度以降のさらなる成長を見据え、従業員の採用および教育について積極的に投資を行いました。

以上の結果、当連結会計年度における経営成績は、売上高12,951,260千円（前年同期比21.7%増）、営業利益595,703千円（同70.6%増）、経常利益584,383千円（同67.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益376,499千円（同104.7%増）となりました。

（注）ECとは、インターネットやコンピュータなど電子的な手段を介して行う商取引の総称。また、Webサイトなどを通じて企業が消費者に商品を販売するオンラインショップのこと。

サービス別の業績は、次のとおりであります。

ECソリューションサービス事業

「巣籠もり消費」拡大や販促キャンペーンなどによって、ネット通販会社向け物流センターの運営受託事業では、入出荷量が大幅に増加しました。また、大手流通業向け一括物流センターの運営業務や、大手消費財メーカー向けマザーセンターの運営業務も堅調に推移しました。

輸配送事業では、配車プラットフォームサービスの取り扱い件数が伸長するとともに、新規荷主の獲得に成功し、ファイズトランスポートサービスや中央運輸といったグループ会社での実運送事業収入が拡大しました。

センター運営事業および輸配送事業での収入増を図る一方で、採用コストの抑制や運行経費見直しなどコスト削減策に取り組んだ結果、当セグメントの売上高は12,902,049千円（前年同期比21.5%増）、セグメント利益は649,871千円（同8.8%増）となりました。また、ECソリューションサービス事業の各サービス別の売上は次のとおりであります。

(1) オペレーションサービス

コロナ禍での購買行動の変化などを受けて、国内のEC化率は右肩上がりでも推移しています。それに伴い、EC向け物流センターの運営業務ニーズは旺盛で、既存クライアントの入出荷量は拡大傾向が続きました。また、一括物流センターやメーカー向けマザーセンターといったEC以外のセンター運営事業も安定的に推移しました。その結果、売上高は9,129,239千円（前年同期比18.1%増）となりました。

(2) ロジスティクスサービス

国内全体の荷動き低迷が続く中、ECや食料品、生活関連商材などをターゲットにした営業活動を強化した結果、配車プラットフォームサービスや実運送サービスにおける新たなクライアント獲得に成功しました。物流センター間で発生する横持ち幹線輸送業務、メーカー工場～物流センター間、配送デポ間といった輸送案件の新規開拓にも取り組みました。その結果、売上高は3,257,760千円（前年同期比47.9%増）となりました。

(3) デリバリーサービス

大手宅配便会社（日系および外資系）向けに提供する集配代行業務での投入車両数の増加や対象エリアの拡大を進めました。贈答品の宅配やフードデリバリー、生活必需品の定期個配といったラストワンマイル領域での事業拡大も図りました。その結果、売上高は515,048千円（前年同期比25.4%減）となりました。

その他

その他サービスとしては、IT技術者の派遣や各種情報システムの開発、ウェブサイト制作といったシステムコンサルティングサービスを提供しました。当連結会計年度より本格化している人材紹介事業では、取り扱い実績を大幅に伸長させることができました。その結果、売上高は49,211千円（前年同期比173.2%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は166,066千円であります。

その主なものは、車両の購入(132,511千円)であります。

③ 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額1,300,000千円の当座貸越契約を締結しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 7 期 (2020年3月期)	第 8 期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上高(千円)	10,638,390	12,951,260
経常利益(千円)	348,914	584,383
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	183,891	376,499
1株当たり当期純利益(円)	17.09	35.14
総資産(千円)	2,779,065	4,230,639
純資産(千円)	1,288,881	1,700,014
1株当たり純資産(円)	119.38	157.57

(注) 当社グループは第7期(2020年3月期)より連結計算書類を作成しているため、2019年3月期以前の企業集団の財産及び損益の状況を記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 5 期 (2018年3月期)	第 6 期 (2019年3月期)	第 7 期 (2020年3月期)	第 8 期 (当事業年度) (2021年3月期)
売上高(千円)	7,428,333	8,448,023	5,945,810	569,084
経常利益又は経常損失 (△)(千円)	468,912	209,737	14,395	△53,090
当期純利益又は当期純損失 (△)(千円)	301,463	133,374	△28,378	△54,576
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(円) (△)	29.87	12.47	△2.64	△5.09
純資産(千円)	1,084,791	1,168,707	1,068,336	1,043,881
総資産(千円)	2,054,089	2,337,167	1,281,627	1,788,719
1株当たり純資産額(円)	107.51	108.05	99.59	97.39

(注) 当社は、2017年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、2018年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、第5期(2018年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ファイズオペレーションズ株式会社	52,500千円	100.0%	ECサイト運営企業等の拠点内オペレーション業務
ファイズトランスポートサービス株式会社	10,000	100.0	拠点間の商品輸送及びECサービス利用者への商品の宅配
ファイズコンピュータテクノロジー株式会社	10,000	65.0	システムコンサルティングサービス
株式会社中央運輸	10,000	100.0	拠点間の商品輸送

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く物流業界の経営環境は、ECを通じて購買された商品を安定的に供給する役割を担う物流企業に対する社会的ニーズが高まる中、コロナショック以降大幅に変化しております。

このような状況のもと、当社グループといたしましては、経営資源の集中による効率化と更なるコスト削減を図りつつ、物流企業に対する社会的ニーズや取引先のご要望にお応えできるよう、業務改革や社員一人ひとりの意識・行動変革に取り組んでまいります。また、ドライバーを含めた人材不足等の問題に対処するための労働力確保の取り組みは継続し、業容拡大にも対応できる人材の確保を図ってまいります。主な施策としましては、以下のとおりとなります。

① 営業体制の強化

サードパーティーロジスティクスの分野でEC市場向けと並行して、小売りチェーンや卸売業など流通業向け、食品や消費財など生活必需品を製造・販売するメーカー向けの新規開拓にも積極的に取り組んでまいります。

② 内部管理体制の強化

社会から信用・信頼される企業づくりのため、内部管理体制やリスク管理体制を強化し、コンプライアンスの徹底に努めることで、健全な企業経営を推進してまいります。

③ 安全対策の強化

社会的責任を果たすため、安全対策の強化を推進し、作業の安全確保や交通事故の防止などの更なる安全対策の強化に取り組んでまいります。また、車両・施設における環境負荷軽減など、環境保全に対しても積極的に取り組んでまいります。

④ 優秀な人材の確保

労働人口の減少が進行する中、今後の事業拡大および業容拡大のため多様な人材の確保が必要不可欠となります。このためITツールを積極的に活用し、求人専用サイトや、SNSの有効活用など企業プロモーション活動を行うことで、優秀な人材が確保できるよう取り組んでまいります。

⑤ SDGs(サステナビリティ)への取り組み

SDGs(持続可能な開発目標)を当社グループのビジネスに紐づけ、取り組みの大小にかかわらず常に検討し、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

⑥ DX(デジタルトランスフォーメーション)への取り組み

物流DXの推進に向けた投資や取り組みを強化し、データやデジタル技術を活用した新たな価値を創出してまいります。

(5) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループの主要な事業はECソリューションサービス事業であります。サービスの内容は、ECサイト運営企業・メーカー・配送会社等の拠点内オペレーションコンサルティング業務、拠点内オペレーション業務及び一般労働者派遣サービスを行う「オペレーションサービス」、拠点間の商品輸送及び利用運送事業を行う「ロジスティクスサービス」、集配代行業務やEC関連貨物の個人宅配送などを行う「デリバリーサービス」があり、包括的なサービスを提供しております。

各サービスの内容は、以下のとおりであります。

① オペレーションサービス

オペレーションサービスでは、ECサイト運営企業・メーカー・配送会社等に対して、物流センターにおける入荷から出荷に至るまでの作業プロセス全体を、当社が包括的に管理する実務機能のほか、庫内オペレーションの設計などをサポートするコンサルティング機能も提供しています。

ECサービスの特徴として注文数量の波動に対応するためオペレーションにフレキシビリティが求められます。オペレーションサービスにおいてノウハウを蓄積した自社雇用のスタッフにより、顧客の要望にレスポンス良く応える高品質なサービスの提供を可能としております。

② ロジスティクスサービス

ロジスティクスサービスでは、主に大型車両による実運送サービス及び配車プラットフォームサービスを展開しています。労働力不足を背景に、日本国内において実運送を担う車両やドライバーの確保が困難になりつつある中、自社保有及び協力会社の車両を安定供給することで、お客様の様々な輸送ニーズにお応えしております。

実運送サービスでは、主に大型車両を用いて、工場～物流センター間、物流センター～物流センター間などで発生する大量一括輸送ニーズに対応しています。東京、名古屋、大阪などの大都市圏を結ぶネットワークを構築し、拠点間を行き来する定期運便や、スポット輸送を展開。荷物の積み降ろし作業の迅速化につながるウイング車を中心に車両を手配しています

配車プラットフォームサービスでは、運ぶ荷物を探しているパートナー企業と、運び手の見つからない荷主をマッチングさせるサービスをご提供しています。オーダーに応じて最適な車両や荷物を探し出し、配車手配を行っています。

③ デリバリーサービス

デリバリーサービスでは、大手宅配便会社（日系及び外資系）向けに提供する集配代行業務やEC関連貨物の個人宅配送などを展開しています。ECサイト運営企業等からの直接的な配送依頼のほか、さまざまな配達業務代行ニーズに対応しています。

(6) 主要な営業所及び事業所（2021年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所

本	社	大阪市北区
営	業 所	東京営業所：東京都中央区

② 子会社

ファイズオペレーションズ株式会社	大阪市北区
ファイズトランスポートサービス株式会社	大阪市北区
ファイズコンピュータテクノロジーズ株式会社	名古屋市中区
株式会社中央運輸	神奈川県厚木市

(7) 使用人の状況（2021年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
オペレーションサービス	145 (1,329) 名	31名増 (201名増)
ロジスティクスサービス	183 (-)	74名増 (1名減)
デリバリーサービス	42 (-)	16名増 (-)
その他	3 (-)	1名増 (-)
全社（共通）	24 (1)	5名増 (-)
合計	397 (1,330)	127名増 (200名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員（アルバイト社員を除く）であり、使用人数欄の（外書）は、アルバイト社員の1人1日8時間換算による1年間の平均人数を記載しております。
2. アルバイト社員は、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
3. 全社（共通）として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
328 (1) 名	60名増 (-)	38.9歳	2.8年

- (注) 1. 使用人数には子会社への出向者304名を含んでおります。
2. 使用人数は就業人員（アルバイト社員を除く）であり、使用人数欄の（外書）は、アルバイト社員の1人1日8時間換算による1年間の平均人数を記載しております。
3. アルバイト社員は、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
4. 使用人数が前事業年度と比べて60名増加しておりますが、その主な理由はオペレーションサービス及びロジスティクスサービスの業務拡大による人員増加であります。

(8) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株式会社三井住友銀行	2 5 0 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1 8 0 百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 34,240,000株
- ② 発行済株式の総数 10,822,800株
- ③ 株主数 4,020名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
金 森 勉	4,949千株	46.2%
株 式 会 社 Kanamori ア セ ジ メ ン ト	560	5.2
和 佐 見 勝	520	4.9
榎 屋 幸 生	442	4.1
ア セ ジ メ ン ト 合 同 会 社	250	2.3
株 式 会 社 ヴ ィ 企 画	250	2.3
フ ァ イ ズ 従 業 員 持 株 会	141	1.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 □)	140	1.3
田 中 勝 也	105	1.0
今 村 証 券 株 式 会 社	60	0.6

(注) 持株比率は自己株式 (104,046株) を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	17,400株	5名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告15ページ「(3).④取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は、1,600株増加しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

会 社 に お け る 地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	榎 屋 幸 生	
取 締 役 副 社 長	大 澤 隆	営業本部長
専 務 取 締 役	田 中 勝 也	営業本部長
常 務 取 締 役	吉 島 伸 一	管理本部長
取 締 役	西 村 考 史	財務担当
取 締 役	平 康 慶 浩	セレクトションアンドバリエーション株式会社代表取締役社長
取 締 役	光 定 洋 介	産業能率大学経営学部教授
常 勤 監 査 役	堀 口 淳 也	
監 査 役	藤 原 誠	弁護士法人北浜法律事務所社員弁護士
監 査 役	中 喜 多 智 彦	このえ有限責任監査法人社員

- (注) 1. 取締役平康慶浩氏及び取締役光定洋介氏は、社外取締役であります。
2. 監査役藤原誠氏及び監査役中喜多智彦氏は、社外監査役であります。
3. 監査役中喜多智彦氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役平康慶浩、取締役光定洋介、監査役藤原誠、監査役中喜多智彦の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、100万円又は法令が規定する最低責任限度額とのいずれか高い額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年3月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a.基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在籍年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

b.業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結売上及び連結営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

c.非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため連結売上及び連結営業利益の目標値を業績指標（KPI）とした譲渡制限付株式とし、年間最大30百万円以内とする。また、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（当社の株式分割等当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該株数を合理的な範囲内で調整する。）とする。

d.報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえたものとする。取締役会または取締役会の委任を受けた代表取締役社長は上記方針に基づいた種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの具体的な比率については報酬委員会に諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととする。

e.報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととする。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	対象となる 役員の員数 (名)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			報 酬 等 の 額 (百 万 円)
		基本報酬	業績連動 報 酬	非金銭報 酬	
取締役 (うち社外取締役)	8 (2)	79 (4)	10 (-)	17 (-)	108 (4)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	10 (3)	0 (-)	- (-)	10 (3)
合 計 (うち社外役員)	11 (4)	89 (8)	11 (-)	17 (-)	118 (8)

- (注) 1. 上表には、2020年6月26日開催の第7回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬限度額は、2015年2月17日開催の臨時株主総会において、年額90百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名です。
- また金銭報酬とは別枠で、2019年6月27日開催の定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式付与のための株式報酬額として年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は2名）です。
3. 監査役の報酬限度額は、2015年2月17日開催の臨時株主総会において、年額90百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名です。
4. 業績連動報酬等にかかる業績指標は事業年度ごとの連結売上高及び営業利益の業績予想であり、その実績は当期については業績予想を上回っております。当該指標を選択した理由は事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるための業績指標として適切と判断したからであります。当社の業績連動報酬は、職位別の基準額に対して役位、職責、在籍年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して算定しております。
5. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
6. 取締役会は、代表取締役榎屋幸生に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、取締役会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 社外役員に関する事項

イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役平康慶浩氏は、セレクションアンドバリエーション株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役光定洋介氏は、産業能率大学経営学部の教授であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役藤原誠氏は、弁護士法人北浜法律事務所の社員弁護士であります。当社は同事務所と顧問契約を締結しております。同事務所との間に社外役員の独立性に影響を及ぼす事項はなく、同氏は独立役員として適任であると判断しております。
- ・監査役中喜多智彦氏は、このえ有限責任監査法人の社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

□ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 平 康 慶 浩	当事業年度に開催された取締役会19回すべてに出席し、主に人事コンサルティングファームにおける企業経営者としての豊富な経験と識見を活かして独立した立場から適宜、必要な発言を行っております。特に人事管理および人事制度、役員報酬などについて専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 光 定 洋 介	当事業年度に開催された取締役会19回すべてに出席し主にファイナンスやM&A等に関するアドバイスの経験・実績と財務・会計・資本市場に関する幅広い見識を活かして独立した立場から適宜、必要な発言を行っております。特にM&Aの検討について専門的な立場から監督・助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、会社運営全般について、法令遵守の徹底、環境社会ガバナンスへの配慮について発言を行なうなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役 藤 原 誠	当事業年度中に開催された取締役会19回及び監査役会14回すべてに出席し、高度な知見と豊富な経験を有した法曹としての観点から適宜、必要な発言を行っております。
監査役 中 喜 多 智 彦	当事業年度に開催された取締役会19回のうち17回に、監査役会14回すべてに出席し、企業会計に関する豊富な経験を持った公認会計士としての観点から適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	36,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,400,508	流動負債	2,201,514
現金及び預金	1,714,681	買掛金	464,208
売掛金	1,418,371	リース債務	23,671
貯蔵品	6,960	短期借入金	180,000
前払費用	43,433	1年内返済予定の長期借入金	122,976
未収消費税等	209,252	未払金	163,911
未収還付法人税等	9,671	未払費用	570,399
その他	6,600	未払法人税等	155,821
貸倒引当金	△8,462	未払消費税等	473,634
固定資産	830,130	預り金	38,194
有形固定資産	558,000	賞与引当金	4,472
建物	87,787	その他	4,224
車両運搬具	73,562	固定負債	329,109
工具、器具及び備品	16,531	リース債務	82,076
リース資産	92,119	長期借入金	195,798
土地	287,999	繰延税金負債	48,958
無形固定資産	70,088	資産除去債務	2,276
ソフトウェア	69,807	負債合計	2,530,624
その他	280	(純資産の部)	
投資その他の資産	202,042	株主資本	1,687,226
投資有価証券	11,848	資本金	326,522
繰延税金資産	28,068	資本剰余金	244,070
その他	162,125	利益剰余金	1,166,783
資産合計	4,230,639	自己株式	△50,149
		その他の包括利益累計額	1,757
		その他有価証券評価差額金	1,757
		非支配株主持分	11,030
		純資産合計	1,700,014
		負債純資産合計	4,230,639

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上高	12,951,260		
売上原価	11,629,454		
売上総利益	1,321,805		
販売費及び一般管理費	726,102		
営業利益	595,703		
受取利息	16		
受取配当金	511		
助成金収入	5,870		
固定資産売却益	14,127		
その他	4,905		25,431
営業外費用			
支払利息	3,650		
固定資産売却損	85		
投資有価証券評価損	1,586		
新型コロナウイルス感染症による損失	16,009		
敷金解約損	9,268		
借入金繰上返済費用	5,080		
その他	1,070		36,750
経常利益			584,383
特別利益			
負ののれん発生益	17,736		17,736
税金等調整前当期純利益			602,120
法人税、住民税及び事業税	226,713		
法人税等調整額	△3,847		222,865
当期純利益			379,254
非支配株主に帰属する当期純利益			2,755
親会社株主に帰属する当期純利益			376,499

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	648,924	流 動 負 債	589,535
現 金 及 び 預 金	152,462	買 掛 金	108
売 掛 金	1,287	リ ー ス 債 務	856
関 係 会 社 売 掛 金	49,212	未 払 金	41,339
関 係 会 社 預 け 金	179,638	未 払 費 用	58,667
前 払 費 用	19,987	短 期 借 入 金	180,000
1年内返済予定の関 係 会 社 長 期 貸 付 金	47,519	1年内返済予定長期借入金	99,996
未 収 消 費 税 等	187,759	預 り 金	20,720
未 収 還 付 法 人 税 等	9,193	関 係 会 社 預 り 金	187,847
そ の 他	1,863	固 定 負 債	155,302
固 定 資 産	1,139,795	リ ー ス 債 務	3,020
有 形 固 定 資 産	27,470	長 期 借 入 金	150,006
建 物	15,727	資 産 除 去 債 務	2,276
車 両 運 搬 具	0	負 債 合 計	744,838
工 具、器 具 及 び 備 品	9,468	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	2,274	株 主 資 本	1,043,881
無 形 固 定 資 産	58,125	資 本 金	326,522
ソ フ ト ウ ェ ア	58,125	資 本 剰 余 金	244,070
投 資 そ の 他 の 資 産	1,054,198	資 本 準 備 金	229,522
投 資 有 価 証 券	0	そ の 他 資 本 剰 余 金	14,548
関 係 会 社 株 式	607,141	自 己 株 式 処 分 差 益	14,548
出 資 金	85	利 益 剰 余 金	523,437
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	414,192	そ の 他 利 益 剰 余 金	523,437
繰 延 税 金 資 産	8,126	繰 越 利 益 剰 余 金	523,437
そ の 他	24,653	自 己 株 式	△50,149
資 産 合 計	1,788,719	純 資 産 合 計	1,043,881
		負 債 純 資 産 合 計	1,788,719

損 益 計 算 書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		30,011
営 業 収 益		539,072
売 上 高 及 び 営 業 収 益 合 計		569,084
売 上 原 価		11,351
売 上 総 利 益		557,733
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		612,736
営 業 損 失		55,003
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	438	
固 定 資 産 売 却 益	2,528	
そ の 他	1,293	4,261
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	648	
固 定 資 産 売 却 損	85	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,586	
そ の 他	27	2,348
経 常 損 失		53,090
税 引 前 当 期 純 損 失		53,090
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	122	
法 人 税 等 調 整 額	1,362	1,485
当 期 純 損 失		54,576

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月28日

ファイズホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高田 康弘 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中尾 志都 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ファイズホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファイズホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月28日

ファイズホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高田 康弘 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 中尾 志都 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ファイズホールディングス株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は2020年4月1日から2021年3月31日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月28日

ファイズホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 堀口 淳也 ㊟

社外監査役 藤原 誠 ㊟

社外監査役 中喜多智彦 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 取締役 2 名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役 2 名を増員することとし、取締役 2 名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了するときまでとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
※ 1	井 口 典 夫 (1956年 5 月 10 日)	1980年 4 月 運輸省（現国土交通省）入省 1995年 4 月 青山学院大学 経営学部助教授就任 1998年 4 月 青山学院大学 経営学部教授就任 2008年 4 月 青山学院大学 総合文化政策学部教授 就任（現任）	-株
※ 2	まつ だ よし のり 松 田 佳 紀 (1960年 11 月 19 日)	1979年 3 月 上新電気株式会社入社 2006年 4 月 株式会社マツヤデンキ取締役兼COO 2007年 6 月 株式会社ぶれっそホールディング代表 取締役兼COO 2013年 3 月 株式会社ヤマダ電機取締役副社長兼エ ス・バイ・エル株式会社（現・株式会社 ヤマダホームズ）代表執行役員社長代行 2013年 5 月 株式会社ヤマダ・エスバイエルホーム （現・株式会社ヤマダホームズ）代表取 締役社長 2015年 6 月 株式会社NYMK設立代表取締役（現任） 2016年 5 月 エーアーティー株式会社取締役（現任） 2017年 5 月 株式会社ビジョメガネ代表取締役会長 2018年 10 月 株式会社ワコーパレット常務取締役 2019年 6 月 株式会社KHC社外取締役（現任）	-株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 井口典夫氏及び松田佳紀氏は、社外取締役候補者であります。
4. 井口典夫氏を社外取締役候補者とした理由は、経営学や経済学に関する幅広い見識を有しており、特にガバナンスについて専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言を得ることで当社のガバナンス体制強化に貢献いただくことを期待したためであります。
- なお、井口典夫氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、同氏は経営学や経済学に関する幅広い見識を有しており、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
5. 松田佳紀氏を社外取締役候補者とした理由は、大手家電量販店において、企業経営に関する豊富な経験と知見を有しており、特に経営計画や経営方針の検討について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言を得ることで当社の企業価値の向上に貢献いただくことを期待したためであります。
6. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。井口典夫氏及び松田佳紀氏が選任された場合は、両氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
7. 井口典夫氏及び松田佳紀氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、選任された場合は、当社は独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容は事業報告の15ページに記載のとおりです。各候補者の選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容で更新を予定しております。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役中喜多智彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
中 喜 多 智 彦 (1978年7月26日)	2005年4月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 2007年7月 公認会計士登録 2011年10月 株式会社ミズワン入社 2013年5月 ロングブラックパートナーズ株式会社入社 2014年11月 このえ有限責任監査法人入所(現任) 2017年6月 当社監査役就任(現任) (重要な兼職の状況) このえ有限責任監査法人 社員	一株

- (注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、中喜多智彦氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
3. 中喜多智彦氏は、社外監査役候補者であります。
4. 中喜多智彦氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断した理由について
中喜多智彦氏を社外監査役候補者とした理由は、コンサルタントとしての幅広い知識と高い見識を有し、社外監査役として取締役の職務執行を適切に監視いただくとともに経営に対し有益なご意見をいただくことを期待したものであります。
6. 当社は、中喜多智彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2015年2月17日開催の臨時株主総会において、年額90百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）とご承認いただいております。また、2019年6月27日開催の定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための株式報酬額として年額30百万円以内とご承認いただき、今日に至っております。

その後の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、譲渡制限付株式付与のための株式報酬額以外の取締役の報酬額を年額150百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名（うち社外取締役4名）となります。

以上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of horizontal dashed lines on a light gray background.

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市北区梅田三丁目4番5号

毎日新聞大阪本社ビル地下1階 オーバルホール

TEL 06-6453-0250



【交通のご案内】

- J R 大阪環状線 大阪駅 桜橋口 徒歩8分
- J R 大阪環状線 福島駅 徒歩5分
- 大阪メトロ御堂筋線 梅田駅 徒歩9分
- 大阪メトロ四つ橋線 西梅田駅 徒歩7分
- 阪神本線 福島駅 徒歩5分
- J R 東西線 新福島駅 1号出入口 徒歩6分

